

新旧対照表  
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空貨物通関情報処理システム(以下「航空システム」という。) 輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「海上システム」という。) 税関手続申請システム(以下「申請システム」という。) 及び通関情報総合判定システム(以下「判定システム」という。) の導入官署(以下「システム導入官署」という。) における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 及び (省略) 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官(統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、次の事務を行う。</p> <p>なお、<u>検査担当統括監視官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通關担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括監視官</u>が行うこととなる(下記の後に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。)ので留意する。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類(申請システムにより提出されたインボイス情報及び添付資料情報を含む。以下「添付書類等」という。)の有無の確認</p> <p>なお、<u>海上システム</u>により仕入書に代わる書類(關稅法基本通達 68 - 3 - 2 に規定する提出をいう。)又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面によりこれらに關係する書類の提出を求めるものとし、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手續等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。</p>	<p>航空貨物通関情報処理システム(以下「航空システム」という。) 海上貨物通關情報処理システム(以下「海上システム」という。) 税關手續申請システム(以下「申請システム」という。) 及び通關情報総合判定システム(以下「判定システム」という。) の導入官署(以下「システム導入官署」という。) における輸入通關事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 及び (同左) 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官(統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、次の事務を行う。</p> <p>なお、<u>検査担当統括審査官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通關担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括審査官</u>が行うこととなる(下記の後に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。)ので留意する。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類(申請システムにより提出されたインボイス情報及び添付資料情報を含む。以下「添付書類等」という。)の有無の確認</p> <p>なお、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手續等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。</p>

新旧対照表  
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第249号）】  
(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。</p> <p>口～リ（省略） 2及び3（省略）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括監視官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通關担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括監視官</u>が行うこととなる（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>イ～ト（省略） 2（省略） (省略)</p>	<p>口～リ（同左） 2及び3（同左）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手續等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括審査官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通關担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括審査官</u>が行うこととなる（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>イ～ト（同左） 2（同左） (同左)</p>